Yahoo! Wi-Fi 補償サービス規約

ヤフー株式会社（以下「当社」といいます）は、以下に定める Yahoo! Wi-Fi 補償サービス規約（以下「本規約」といいます）に従い、第 2 条で定義する対象移動機の故障、全損または一部の破損、水濡れ、紛失等（以下「故障等」といいます）の際に、本規約に定める内容に基づき補償する「Yahoo! Wi-Fi 補償サービス」（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第1条　（本規約の取り扱い）

1. 本規約に定める規定は全て次条に定義するサービス約款に準じるものとし、本規約に記載されていない内容はサービス約款の内容によるものとします。また、サービス約款と本規約の内容が異なる場合は、本サービスに限り本規約の内容が優先して適用されるものとします。
2. 当社は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によります。
3. 変更後の本規約は、当社ホームページにおいて掲示された時点より、効力を生じるものとします。
4. 本規約における用語で特段の規定がないものについては、サービス約款の用語の定義によるものとします。

第2条　（用語の定義）

本規約における用語は、それぞれ以下に記載する意味で使用します。

用語	用語の意味
サービス約款	当社が別に定める以下の約款 ・Yahoo! Wi-Fi サービス約款（LTE 編）（データ） ・Yahoo! Wi-Fi サービス約款（4G 編） ・Yahoo! Wi-Fi サービス約款（4G/LTE 編） ・Yahoo! Wi-Fi サービス約款（4G/LTE データプラン L 編）
契約者	当社とサービス約款に基づく電気通信サービスの利用契約（以下「サービス利用契約」といいます）を締結しようとしている者またはすでに締結している者
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための本規約に基づく契約
利用契約者	当社と本契約を締結している者
対象移動機	当社が指定する移動無線装置

第3条　（本サービスの内容）
本サービスは、対象移動機が故障等した場合に、本規約および別紙の定めに従い、修理代金の補填や対象移動機と同一機種または同等機種の提供（本サービスに基づき当社が回収および修理した上で、出荷時と同様の状態に初期化したものを提供することを含みます）を行うサービスです。

第4条　（契約の単位）
1. 当社は、1のサービス利用契約につき、1の本契約を締結します。
2. 利用契約者は、契約者と同一の者に限ります。

第5条　（適用対象）
1. 対象移動機は、契約者がサービス利用契約に基づき当社から付与された、現に契約者回線に接続しているものに限ります。
2. 対象移動機は、当社に登録されている契約者への移動機の付与履歴に照らし、直近で付与された移動機とします。
3. 本サービスの適用やその他当社が提供するアフターサービス等により対象移動機が変更または交換された場合、その変更または交換後の移動機を対象移動機とします。
4. 前三項に該当する場合であっても、別途当社が認めた場合を除き、主たる利用者が契約者本人でない移動機は適用対象外とします。
5. 別紙第1項（4）に定めるサービスの提供を受ける回数が著しく多い場合は、本サービスの継続ができない場合があります。

第6条　（適用範囲）
本サービスの適用範囲となる対象移動機の故障等は以下に定めるとおりとします。
(1) 対象移動機の盗難
(2) 対象移動機の紛失
(3) 対象移動機の自然故障（取扱説明書等に記載された注意事項等に従って利用している状態で発生した故障をいいます）
(4) 火災による焼失や水濡れ、その他未然に防ぐことが困難な偶発的な事故による対象移動機の全損または一部の破損

第7条　（契約申し込みの方法・承諾・契約の成立）
1. 本サービスは、本規約に基づき提供するものであり、契約者が本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続きにより申し込むものとし、当社がその申し込みを承諾し、ユーザー登録を完了したときに本契約が成立するものとします。ただし、本サービスの申し込みと同時または事前に申し込まれるサービス利用契約が成立しない場合、本

サービスの契約も成立しないものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申し込みを承諾しないことがあります。
   (1) 本サービスを提供することが実務上著しく困難なとき
   (2) 本サービスの申し込みをした契約者が、当社が提供するその他サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき
   (3) 申し込みの際に虚偽の事項を申告したとき
   (4) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき
3. 当社が、第 1 項の規定により申し込みを承諾し本契約が成立した後に、利用契約者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社は本契約を解除することができます。

第8条　（利用契約者による契約解除）

1. 利用契約者が本サービスの解約を希望する場合は、本サービス取扱所に申し出ることとし、当社による手続きが完了した時点で本契約は解約されたものとします。
2. サービス利用契約が解除された場合は、本契約も解除されるものとします。

第9条　（本サービス適用期間）

本サービスの適用期間は、本契約が成立したときから本規約の規定に基づき本契約が終了する日までとします。

第10条　（料金）

本サービスの料金（以下「利用料金」といいます）は、1 契約者回線ごとに月額 300 円（税込 324 円）とします。

第11条　（利用料金の支払い）

1. 利用契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間について、利用料金の支払いを要します。当社は、利用料金をサービス利用契約により契約者が支払う料金等に合算して請求します。
2. 利用契約者は、当社より請求された請求金額を別途、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第12条　（利用料金の日割り）

本サービスの提供が解約等により月の途中で終了した場合であっても、利用料金の減額または日割計算はしないものとします。なお、利用料金の算出に 1 円未満の端数が生じた場

合は、その端数を切り捨てるものとします。

第13条　（免責）

1. 当社は、次の場合には本サービスの適用を行わないものとします。
    (1) 利用契約者の故意または重過失によって生じた故障等の場合
    (2) 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
    (3) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
    (4) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
    (5) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
    (6) 当社に虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合
    (7) 利用契約者が利用料金その他の債務の支払いを現に怠っている場合
    (8) 対象移動機の利用年数が著しく長く、当該対象移動機に対する補償を行うことが難しい場合
2. 当社は、本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止または終了、その他本サービスの利用ができないことにより利用契約者に損害が生じた場合でも、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。
3. 本サービスは、対象移動機の紛失等に起因する対象移動機の不正利用によって利用契約者または第三者に生じる損害を補償するものではありません。

（2014年9月4日制定）

（2015年7月15日改定）

[別紙]

1．故障等の場合の修理代金の補償等

(1) 対象移動機は当社が指定するサービス取扱所に送付していただきます。

(2) 対象移動機に添付されている保証書の無料修理規定（以下「修理規定」といいます）に定める条件を満たした場合、以下の定めに従い修理規定に準じた無償保証が提供されます。ただし、当社で対象移動機の購入日を確認できた場合に限ります。

無償保証期間	契約者に適用されるサービス約款
2 年	・Yahoo! Wi-Fi サービス約款（LTE 編）（データ） ・Yahoo! Wi-Fi サービス約款（4G 編） ・Yahoo! Wi-Fi サービス約款（4G/LTE 編）
3 年	・Yahoo! Wi-Fi サービス約款（4G/LTE データプラン L 編）

(3) 無償保証以外の修理でかつ、全損・水濡れ以外の故障は別紙第 2 項に規定する自己負担額を除き当社が修理代金を補填いたします。なお、故障状況により修理ができない場合は、対象移動機と同一機種に交換を行うものとします。

(4) 全損・水濡れ・盗難・紛失の場合は対象移動機と同一機種に交換および支給を行うものとし、その費用は別紙第 2 項に規定する自己負担額を除き、当社が補填いたします。

(5) 前二号において在庫不足等の事由により対象移動機と同一機種の提供が困難な場合は、当社が指定する同等機種を提供するものとします。

(6) 盗難・紛失等、本サービスの適用時に当社が対象移動機を確認できない場合は、警察署への届出を証明する書類等、当該事由を証明する書類等（以下「証明書類等」といいます）を当社が指定するサービス取扱所に送付していただきます。

(7) 盗難・紛失に係る本サービスの適用を受けた場合、本サービスを適用した日から起算して 6 ヵ月を経過する日までの期間は再度盗難・紛失に係る本サービスの適用を受けることはできません。

(8) 対象移動機または証明書類等をご提示いただけない場合、本サービスの適用対象外となります。

(9) 当該対象移動機が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には本サービスの適用外となります。

(10) 本サービスの適用は対象移動機の基板および筐体（アンテナを除きます）のみです。

(11) 本サービスの適用にあたり交換した部品等については利用契約者への返還は行いません。

(12) 対象移動機内に記録された一切のデータについては利用契約者の責任においてバックアップ等の管理を行うものとし、当該データに起因する損害について当社は一切の責任を負わないものとします。
(13) 本サービスの適用後、その対象が適用対象条件に該当しないことが判明した場合、その適用を取り消し、当社が補填した金額について利用契約者に負担していただきます。
(14) (1)および(6)の送料は、当社所定の方法による場合は当社が負担し、当社所定以外の方法による場合は、利用契約者に負担していただきます。

2. 自己負担額

本サービスにおける対象移動機の有償修理に係る自己負担額は、以下のとおりとします。
当社が指定する特定の対象移動機については、別途当社ホームページ等に掲載します。

全損・水濡れ以外の故障	金 5,000 円（税込 5,400 円）
全損・水濡れ・盗難・紛失	金 10,000 円（税込 10,800 円）